

## 地縁による団体の変更手続きについて

### 1 告示事項の変更手続き

「地縁による団体」として認可を受けている団体は、下記の告示事項に変更があった場合、告示事項変更届出書等の提出が必要となります。

#### 【告示事項】

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- (7) 代理人の有無
- (8) 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

#### 【主な告示事項変更届】

##### ●代表者の変更

代表者が変更となった場合、下記書類の提出が必要となります。

- (1) 様式7 告示事項変更届出書（代表者の変更）
- (2) 様式4 地縁による団体の代表者の承諾書
- (3) 様式5 代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無
- (4) 様式6 代理人の有無
- (5) 総会資料（代表者変更について総会にかけたことがわかるもの）
- (6) 総会の議事録の写し（議事録署名人の署名・押印があるもの）

※(1)～(4)の書類は、市地域づくり課にあります。

##### ●代表者変更に伴う事務所の変更

事務所の所在地を代表者宅の住所にしている場合、事務所の変更手続きが必要となります。代表者の変更手続きと併せて下記の書類を提出します。

- (1) 様式7 告示事項変更届出書（事務所の変更）

※総会資料及び議事録の写しは、代表者の変更届出と合わせて1部で結構です。

変更手続き（告示事項変更届出）をしていないと・・・  
さかのぼって未手続き分すべての届出書、総会資料、議事録の写しの提出が必要となります。変更になった都度、手続きをお願いいたします。

## 2 規約変更の手続き

「地縁による団体」として認可を受けている団体は、規約を変更する場合、規約変更認可申請書等の提出が必要となります。

※変更後の規約の効力は、市長の認可を受けて生じることになります。

### 【規約変更認可申請】

「地縁による団体」の規約は、地方自治法に定める事項を含めて作成する必要があります。規約変更する場合は、新規約（案）を確認しますので、総会にかける前に市地域づくり課へご相談ください。

総会で承認を得た後に、下記書類のご提出をお願いいたします。

- (1) 様式8 規約変更認可申請書
- (2) 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- (3) 総会資料（規約変更について総会にかけたことがわかるもの）
- (4) 総会の議事録の写し（議事録署名人の署名・押印があるもの）

※（1）の書類は、市地域づくり課にあります。

※「（2）規約変更の内容及び理由を記載した書類」について、総会資料に記載がある場合は、提出は不要です。

### 問い合わせ先

〒025-8601 花巻市花城町 9 番 30 号  
花巻市地域振興部地域づくり課地域振興係  
TEL 0198-41-3513（直通） FAX 0198-22-6995